

## 旭川市優秀技能者表彰実施要領

### 1 趣旨

この要領は、優れた技能を有し、後進の指導育成及び技能水準の向上並びに本市の産業振興に寄与するなど活躍が目覚ましい者や技能を競う全国大会において優秀な成績を収めた若手技能者を、旭川市中小企業振興基本条例（平成23年旭川市条例第29号）第17条の規定に基づき表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 表彰の種類及び対象

表彰の種類は次の4種類とし、その対象者は対象となる表彰の事項の全てを満たす者であって、かつ、次項の共通事項を満たす者であることとする。ただし、市長が特に表彰することが適当と認めた場合は、この限りでない。

#### (1) 卓越技能者表彰

ア 同一職種に関し、表彰の行われる年度の11月1日現在において、25年以上の実務経験を有する者であって、かつ、満50歳以上であること。

イ 旭川市中堅優秀技能者表彰を受けた者にあつては、当該表彰の受賞から10年を経過していること。

ウ 同一事績をもって過去に叙勲、褒章、「現代の名工（卓越した技能者）」厚生労働大臣表彰及び北海道産業貢献賞（卓越した技能者）を受けていない者であること。

エ 技能検定（特級、1級、単一等級）に合格し、技能士の資格を有していること。ただし、技能検定がない職種については、それと同程度の資格等をもって、有しているものとみなす。

なお、「同程度の資格等」とは、以下に該当する場合をいう。

(ア) 該当する職種の団体等が設置する全国共通の資格の最上位のもの。

(イ) 全国規模・世界規模のコンテスト等における最高賞の受賞実績。

(ウ) 該当する職種の団体の代表者が認める、他にはない卓越した技能。

#### (2) 中堅優秀技能者表彰

ア 同一職種に関し、表彰の行われる年度の11月1日現在において、10年以上の実務経験を有する者であって、かつ、満30歳以上満50歳未満であること。

イ 技能検定（特級、1級、2級、単一等級）に合格し、技能士の資格を有していること。ただし、技能検定がない職種については、それと同程度の資格等をもって、有しているものとみなす。

なお、「同程度の資格等」とは、以下に該当する場合をいう。

(ア) 該当する職種の団体等が設置する全国共通の資格の最上位のもの。

(イ) 全国規模・世界規模のコンテスト等における最高賞の受賞実績。

(ウ) 該当する職種の団体の代表者が認める、他にはない卓越した技能。

(3) 若手優秀技能者表彰

- ア 表彰の行われる年度の4月2日現在において、満30歳未満であること。
- イ 表彰の行われる年度の前年度（高等学校等に在学中の者にあつては表彰の行われる年度）に行われた技能五輪全国大会や若年者ものづくり競技大会等の技能を競う全国大会において、入賞以上の成績を収めた者であること。

(4) 特別表彰

- ア 熟練技能者が技能の日本一を競う技能グランプリ等の全国大会において、上位第1位、第2位又は第3位の成績を収めた者であること。

3 表彰の対象者となるための共通事項

前項のいずれかの表彰の対象となるためには、次に掲げる事項の全てを満たす者でなければならないものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- ア 本市に所在する事業所に勤務している技能者（事業を営む者を含む。）
- イ 本市以外に所在する事業所に勤務している技能者（事業を営む者を含む。）であつて、本市市民である者
- ウ 本市に所在する学校（公共職業能力開発施設等を含む。）に通学する者

(2) 現に厚生労働省編職業分類表の小分類による職種（別表）に就業している者であること。ただし、(1)のウに該当する者にあつては、この限りでない。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 破産者又は成年被後見人若しくは被保佐人
- イ 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- エ 罰金刑に処せられ、その執行が終わってから3年を経過しない者
- オ 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- カ その他表彰することが適当でないと思はれる者

4 表彰の基準

表彰の基準は、第2項及び第3項に該当する者で、次の事項に該当し、その功績が顕著であると認められる者とし、表彰基準の細則については市長が別に定める。

(1) 卓越技能者表彰

- ア その者の技能が極めて優れており、現に技能職に従事していること。
- イ その者が後進の技能者の模範になると認められること。
- ウ 技能を通じて広く地域の後進技能者の指導育成に努力し、技能水準の向上に著しい功績を収めるなど本市の産業の発展に貢献した者であること。

(2) 中堅優秀技能者表彰及び特別表彰

- ア その者の技能が優れており、現に技能職に従事していること。
- イ その者が将来を嘱望され、後進の技能者の模範になると認められること。

(3) 若手優秀技能者表彰

- ア その者の技能が優れており、現に技能職に従事していること。

イ その者が将来を嘱望され、他の技能者の模範になると認められること。

## 5 推薦方法

推薦は、協同組合、業種別団体等（以下「団体等」という。）を構成している業種にあっては当該推薦団体等の長が行うものとし、団体等を構成していない業種にあっては事業主が、3の（1）のウに該当する者にあっては当該者が通学する学校等の長が行うものとする。この場合において、中堅優秀技能者表彰については、団体等の長又は事業主が行う推薦は原則として1業種1名とする。

## 6 提出書類

推薦しようとする団体等の長、団体等を構成していない業種の事業主又は当該者が通学する学校等の長（以下「推薦団体等の長」という。）は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- （1）旭川市優秀技能者表彰推薦書・履歴書・功績調書（様式第1号）1部
- （2）住民票（本人のみ）1部
- （3）写真 1枚（書類提出前の6か月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身の写真で、縦3センチメートル×横2.4センチメートル規格以上のもの（デジタルデータ可））
- （4）実績を説明する資料（各種資格、表彰状の写し）

## 7 選考

市長は、推薦団体等の長から推薦のあった被表彰候補者について、表彰基準等に適合するかどうかを審査するに当たっては、旭川市優秀技能者表彰選考委員会において審議するものとする。

## 8 表彰の方法

表彰は、推薦団体等の長が推薦した者のうちから、市長が表彰状をもってこれを行う。なお、この場合において併せて記念品を贈ることがある。

## 9 表彰者数及び表彰時期

表彰者数は予算の範囲内とし、表彰時期は例年11月とする。

## 10 その他

- （1）推薦団体等の長は、推薦した後に推薦した者に身分上の変動（死亡、転職、住所変更等）又は提出書類の記載事項に変更が生じた場合は、直ちに連絡するものとする。
- （2）この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月17日から施行する。